

# 9 交通機関の料金割引・助成等

## 1 JR列車旅客運賃割引

区 分	対 象 者		対 象 範 囲	割 引 率
1. 普通乗車券	第 1 種 療育手帳 A	介護者と乗車する場合	・キロ数に関係なく、対象 ・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		単独で乗車する場合	・片道 101kmを越える場合のみ対象	本人のみ 5 割引
	第 2 種 療育手帳 B	介護者と乗車する場合	・片道 101kmを越える場合のみ対象 ・本人のみ（介護者対象外）	
		単独で乗車する場合	・片道 101kmを越える場合のみ対象	
2. 急行料金	第 1 種 療育手帳 A	介護者と乗車する場合	・キロ数に関係なく、対象 ・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		単独で乗車する場合	・急行料金は割引対象となりません	/
	第 2 種 療育手帳 B	介護者と乗車する場合 単独で乗車する場合		
3. 特急券 指定席券	割引の対象となりません			/
4. 定期券	第 1 種 療育手帳 A	介護者と乗車する場合	・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		12歳未満の第1種 知的障害児が介護者 と乗車する場合	・介護者のみ対象 ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割引
		単独で乗車する場合	・割引対象となりません	/
	第 2 種 療育手帳 B	12歳未満の第2種 知的障害児が介護者 と乗車する場合	・介護者のみ対象 ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割引
		上記以外の場合	・割引対象となりません	/
5. 回数券	第 1 種 療育手帳 A	介護者と乗車する場合	・本人、介護者とも対象 (回数券にスタンプ表示されます)	本人・介護者 5 割引
	上記以外の場合		・割引対象となりません	/
6. 手続方法	第 1 種	①乗車券の場合	窓口での購入が基本ですが、混雑等している場合は券売機で小児用乗車券を購入し、改札口で療育手帳を提示してください。	
		②上記①以外の場合	きっぷを購入の際、駅の窓口へ療育手帳を提示してください。	
	第 2 種	きっぷを購入の際、駅の窓口へ療育手帳を提示してください。		
7. 問 合 先	J R 帯 広 駅		西 2 条 南 1 2 丁 目 4 番 地	☎ 2 3 - 8 1 7 6

## 2 バスの運賃割引

療育手帳を提示することで、バスの運賃が割引となります。				
区 分	バス会社	対 象 者	割 引 率	
			本 人	介 護 者
普通 運 賃	十勝バス 北海道 拓殖バス	・療育手帳の所持者全員が対象 ※障害の程度 A(第1種)・B(第2種)	5割引	第1種の 介護者のみ 5割引
	料 金 の 支 払 方 法	バスから降りる時に療育手帳を運転手に見せてから、運賃の半額を支払ってください。(10円未満切り上げ)		
定 期 券	十勝バス 北海道 拓殖バス	・大人(中学生以上) (小児には割引なし)	3割引	第1種の 介護者のみ 3割引
	購 入 方 法	購入窓口へ療育手帳を提示してください。		
問 合 先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十勝バス                    ☎37-6500</li> <li>・北海道拓殖バス        ☎31-8811</li> </ul> ※一部都市間バスでも適用されますが、バス会社によって取り扱いが異なりますので不明な点は各バス会社へお問合わせください。			

## 3 タクシー料金の割引

※タクシー事業者の努力による社会貢献活動です。

タクシー料金が1割引となります。	
1. 対 象 者	療育手帳 A・B
2. 割 引 率	1割引(10%) (距離制、時間制、観光ルート別、空港定額運賃に適用)
3. 割引区間	知的障害者が乗車した区間
4. そ の 他	駐車料金、高速料金などは割引となりません
5. 手続方法	乗車した時、必ず運転手に手帳を提示してください。

#### 4 有料道路（高速道路等）通行料金の割引

有料道路（高速道路等）を通行する時、療育手帳A所持者を乗せ、介護者が自動車を運転する場合、割引を受けることができます。	
1. 対象者	療育手帳 A
2. 割引内容	通常料金の半額が割引されます。 割引後の料金の額に端数が生じる場合は、お支払い額を10円単位で切り上げます。
3. 利用手続 (P7参照)	障害福祉課の窓口で手続きを行い、療育手帳に有料道路割引の対象であることを示すシール（以下「シール」といいます。）を貼り付けます。 また、ETCレーンの無線通過（ノンストップ走行）を利用する場合に限り、 <u>オンライン</u> でも手続きが可能です。オンライン手続きの場合、後日有料道路ETC割引登録係からシールが送付されるため、ご自身で貼り付けていただきます。
4. 留意事項	(1) 利用時は事前申請が必要となります。 (2) ETCレーンの無線通過（ノンストップ走行）をご希望される場合、自動車検査証又は軽自動車届出済証に「自家用」と記録されている自動車1台を登録することが必要となります。
5. 持参するもの	① 療育手帳（Aのみ）    ② 車検証    ③ 運転免許証 ※ ETCを利用する場合は上記の外に ④ ETCカード（18歳以上は本人名義のカードに限る。） ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書
6. 申請先	(市) 障害福祉課 市役所1階 ☎65-4147

#### 5 航空運賃の割引

12歳以上の知的障害者が、定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。 知的障害者本人、介護者は、ともに12歳以上であること。（12歳未満は小児運賃適用）		
対 象 者		割 引 率 ・ 手 続 方 法 等
療育手帳 A	本人と介護者1人	航空会社によって異なりますので、直接お問合わせください。
療育手帳 B	本人のみ	

#### 6 フェリーの旅客運賃割引

フェリーの旅客運賃の知的障害者割引があります。			
1. 1等・2等 旅客運賃	第1種 療育手帳A	本人単独 又は介護者と乗船する場合	本人・介護者 5割引
	第2種 療育手帳B	単独で乗船する場合 (101km以上に限る)	本人のみ 5割引
2. 手続方法	乗船券販売窓口へ、療育手帳を提示して申請してください。 (フェリー会社により違う場合がありますので、事前にご確認ください。)		

## 7 タクシー料金の助成（帯広市独自）

<p>重度の知的障害者(児)の方が、日常生活で容易に移動することができるようタクシー料金の一部を助成しています。</p>	
1. 対象者	療育手帳Aの方で、市内に住所を有し、在宅の方
2. 申請方法	<p>毎年3月下旬に、対象者に案内しますので、同封の返信用封筒にて申請してください。</p> <p>※ 年度の途中で新たに対象者となった方は、その都度、ご案内します。</p>
3. 利用できる タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広市ハイヤー協同組合加入事業者</li> <li>・道路運送法の許可を受けた有償運送事業者</li> </ul>
4. 助成内容	<p>タクシー券として1枚200円券を60枚(月5枚×12ヶ月分)を限度に助成します。</p> <p>なお、年度の途中で申請した場合は、月割りとなります。</p>
5. 使用方法	<p>運賃支払時に手帳を提示し、タクシー券を乗務員に渡してください。</p> <p>運賃の差額分は現金で乗務員に支払ってください。</p>
6. 制限	<p>次のいずれかに該当する方は、対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 病院に入院している方</li> <li>② 施設に入所している方（グループホーム・下宿等の入居者は除く。）</li> </ul> <p>※ 退院、退所をした方で申請書が送付されてきていない方は下記の間合先までご連絡ください。</p>
7. 問合先	(市) 障害福祉課 市役所1階 ☎65-4148
8. 申請先	<p>帯広身体障害者福祉協会 ～ 公園東町3丁目9-1</p> <p>グリーンプラザ内 ☎23-0050</p>

## 8 訓練等に通うための交通費の助成（帯広市独自）

知的障害者（児）の方々が、訓練等に通うための交通費の一部を助成しています。	
1. 対象者	① 知的障害者（児） ② 生活保護を受けていない方
2. 助成内容	施設まで通うために実際に利用している交通機関の交通費相当分 ① 路線バス利用の場合、路線バス運賃分 ② 自家用車利用の場合、燃料代相当分
3. 対象施設	① 生活介護の事業所 ② 就労継続支援B型の事業所 ③ 地域活動支援センター ④ 児童発達支援の事業所 ⑤ 放課後等デイサービスの事業所
4. 手続先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148

## 9 特別支援学校・特別支援学級の交通費

特別支援学校や市内の特別支援学級に就学している幼児、児童、生徒には、次の交通費が支給されます。	
1. 帰省時の旅費	特別支援学校の寄宿舎に入っている幼児、児童、生徒は、年間39往復まで帰省時の旅費が支給されます。付添者が必要な場合、付添者の分も支給されません。
2. 通学時の交通費	(1) 特別支援学校 自宅から各学校に通学する際の交通費が支給されます。付添者が必要な場合、付添者の分も支給されます。
	(2) 特別支援学級 自宅から通学する際の交通費が支給される場合があります。 (知的学級、難聴学級、弱視学級、病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級、言語通級指導教室)
3. 申請先	各学校にお問い合わせの上、申請してください。